

背景・目的

- クマによる被害が相次いでおり、内水面養魚場等の養殖業者及び養殖魚への被害が懸念される。そのため、緊急的に内水面魚類養殖業者等に対し侵入防止柵(電気柵)等の整備及びクマ対策資材の購入等に係る経費を補助するもの。

<補助対象要件>

事業実施主体

- 内水面漁業協同組合
- 県内に事業所(支店も可)を有し、内水面魚類養殖業を営む個人または法人
- さけふ化団体
- その他知事が特に認めたもの

補助率

➢ 1/2以内(補助対象経費は右記のとおり)

<補助対象経費>

侵入防止柵(電気柵)等の整備、緩衝帯の設置、放任果樹の除去など出没防止対策及びクマ対策資材の購入等に係る経費

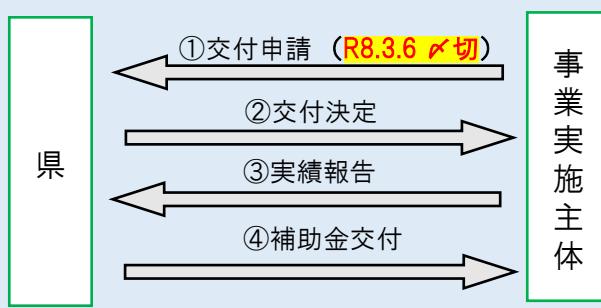
- ①出没防止対策費: 侵入防止柵(電気柵)等の購入、緩衝帯の設置、放任果樹の除去に係る経費
- ②クマ対策資材費 : クマ対策に必要な資材(クマ撃退スプレー、笛(ホイッスル)、クマ避け鈴、爆竹、狩猟用ナイフ等)の購入等に係る経費

- ③その他: 事業実施に必要と知事が認める経費

※ 令和7年4月1日以降に導入した経費及び県内の施設において活用するための経費に限る。

※ 本補助金以外の国、県及び市町村の補助金等の対象となった経費については、補助対象経費から除くものとする。

<事業の流れ>



<お問い合わせ先>
水産業基盤整備課 養殖振興班
TEL : 022-211-2943
FAX : 022-211-2949
E-Mail: suikisei@pref.miyagi.lg.jp

- 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。
- この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



※国の鳥獣被害防止総合対策交付金資料から抜粋

クマ対策資材費の例



クマ撃退スプレー



クマ避け鈴



爆竹



狩猟用ナイフ